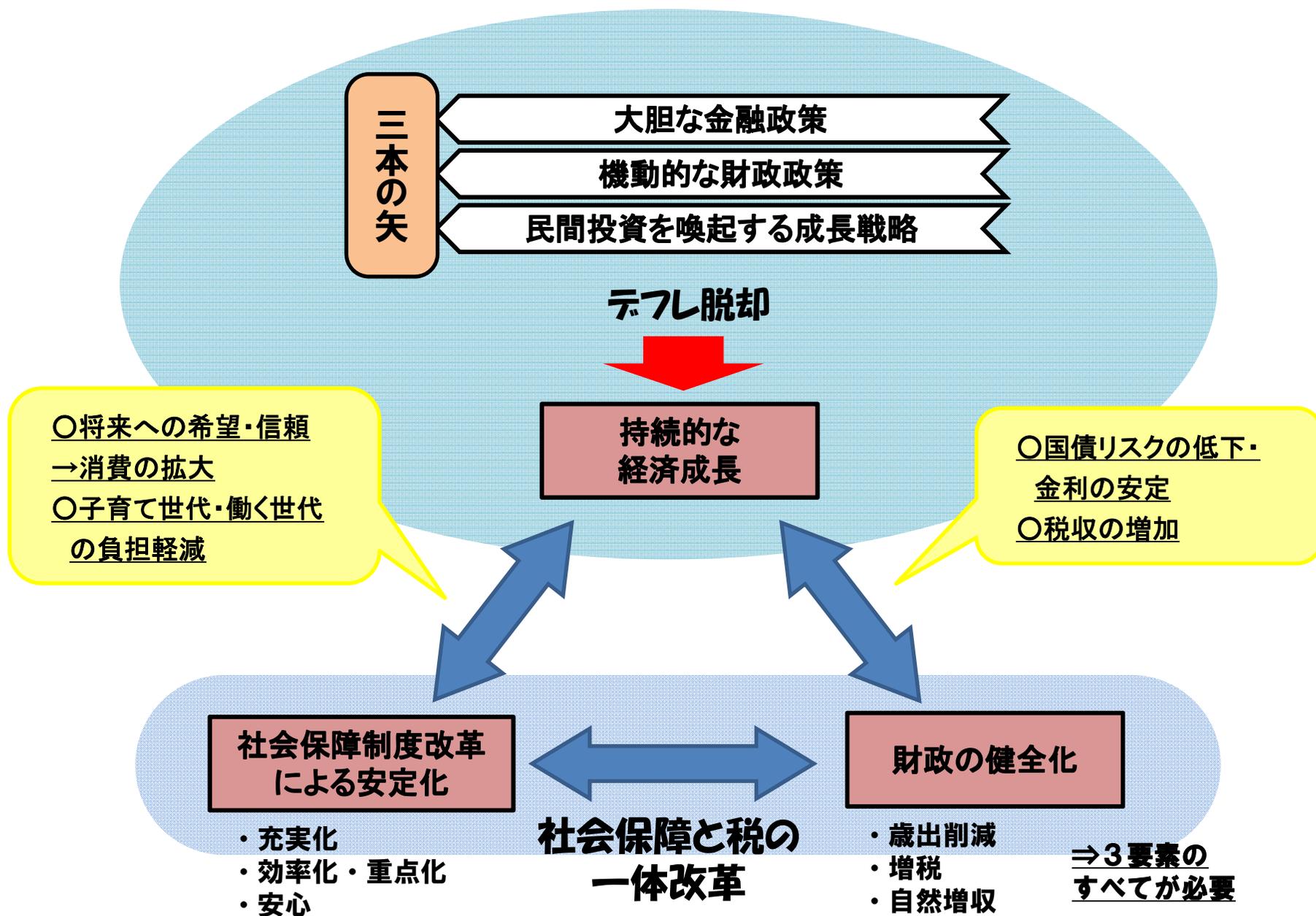


資 料

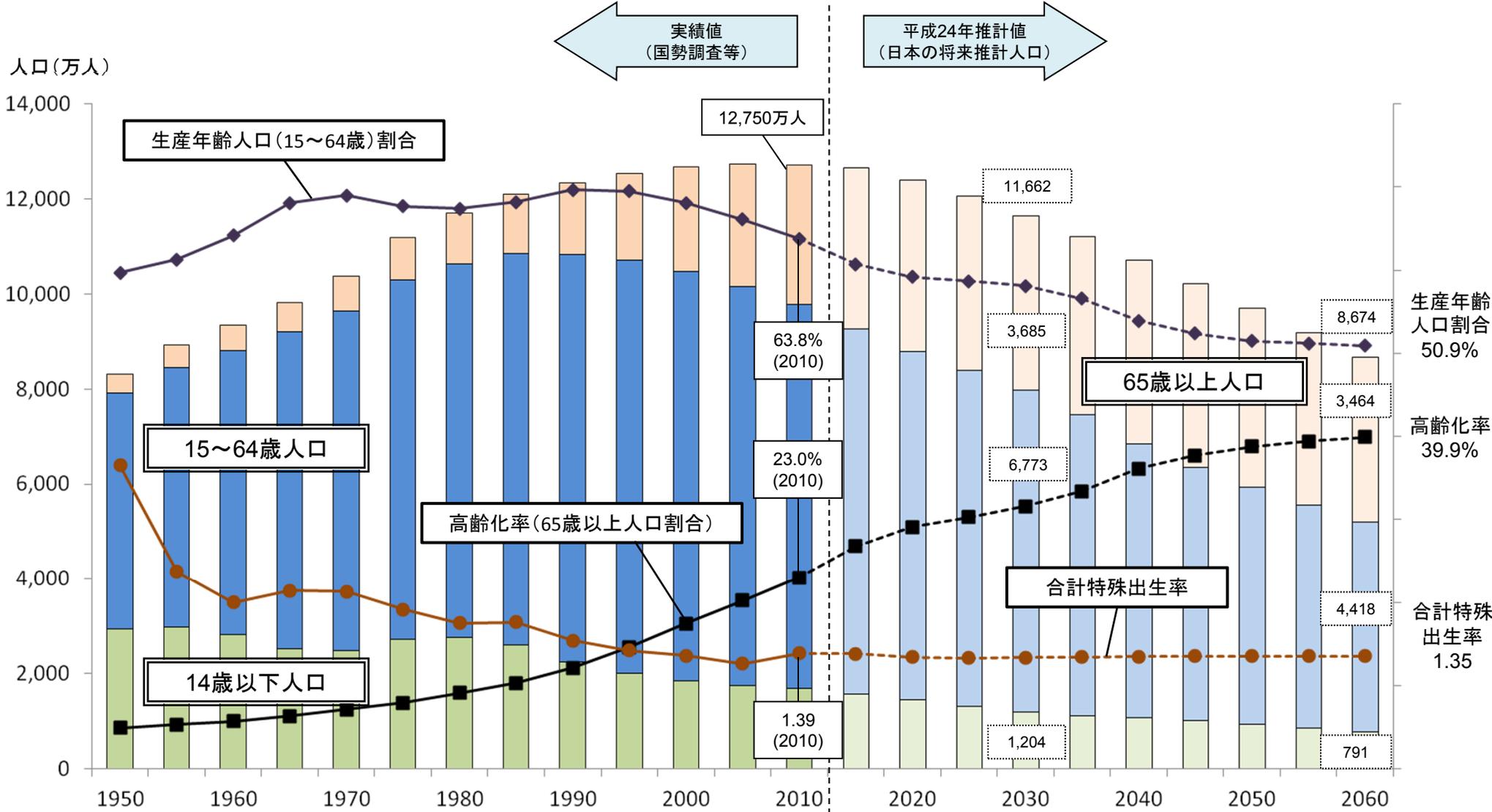
平成26年2月
財務省

アベノミクス、財政健全化、社会保障制度の安定化の新たな好循環の実現



日本の人口の推移

○ 日本の人口は近年横ばいであり、2005 (H17)年をピークに人口減少局面を迎えている。2060年には総人口が9000万人を割り込み、高齢化率は40%近い水準になると推計されている。



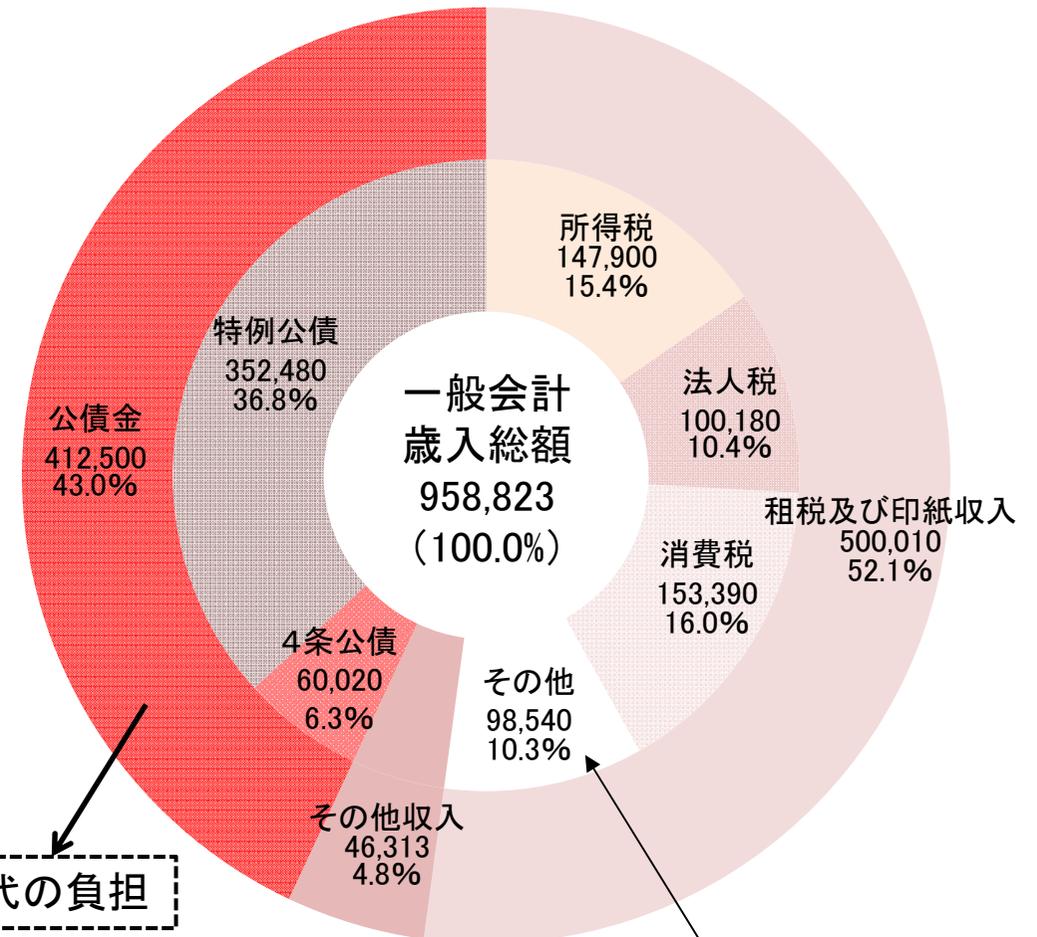
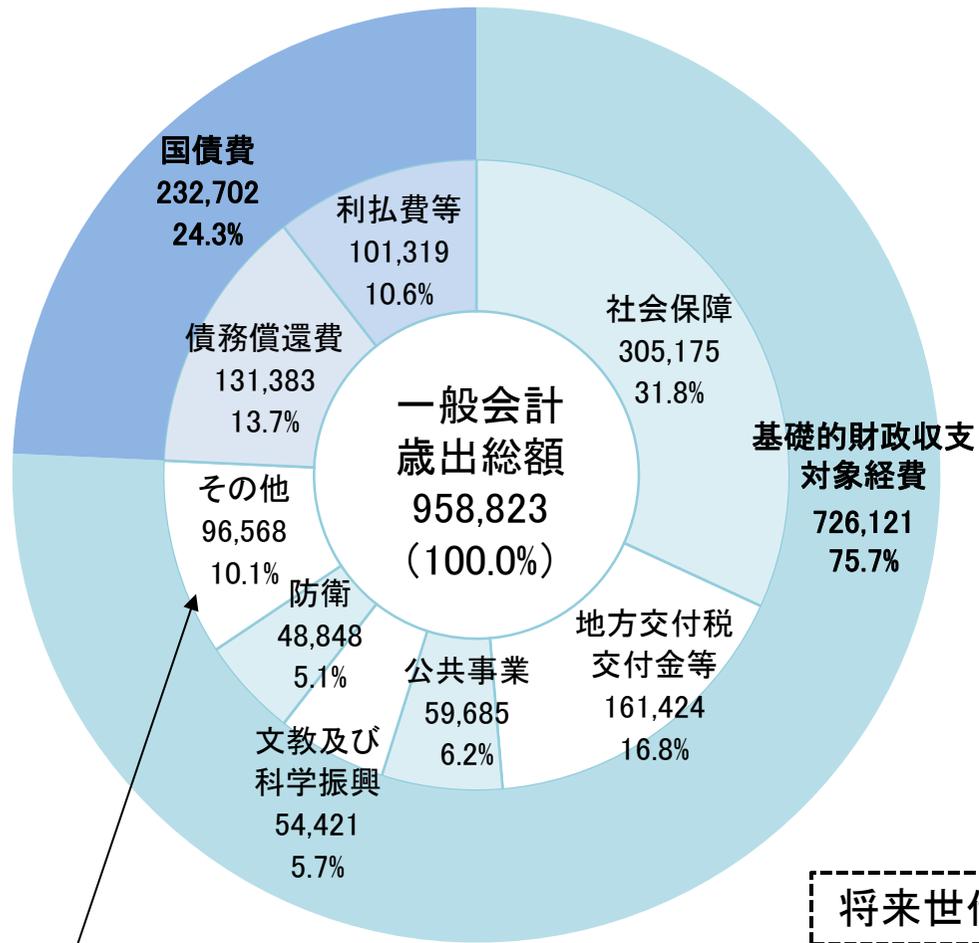
(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口) 厚生労働省「人口動態統計」

平成26年度一般会計予算から見る財政の現状

【歳出】

【歳入】

(単位:億円)

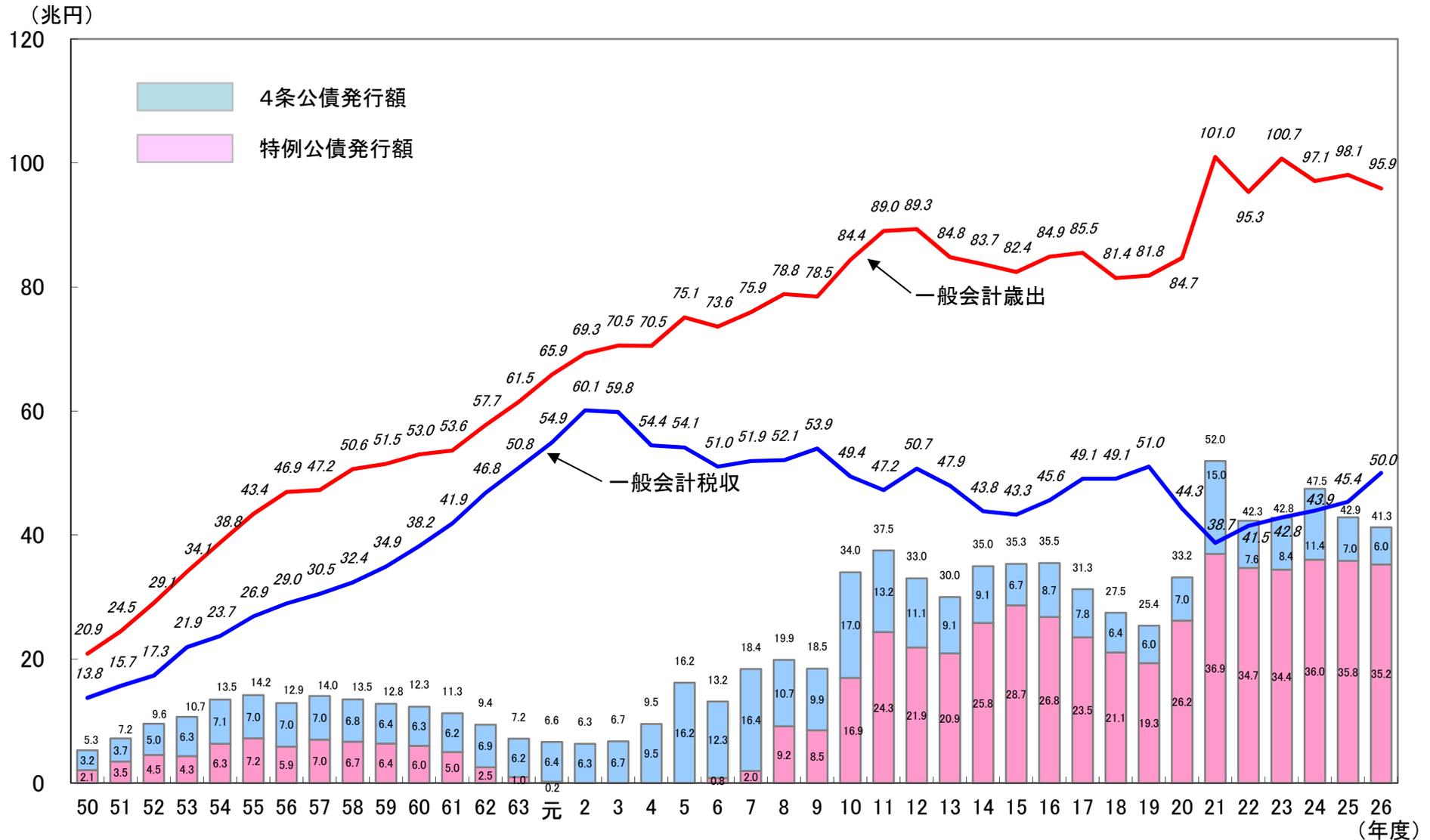


将来世代の負担

食料安定供給	10,507	(1.1%)
中小企業対策	1,853	(0.2%)
エネルギー対策	9,642	(1.0%)
恩給	4,443	(0.5%)
経済協力	5,098	(0.5%)
その他の事項経費	61,526	(6.4%)
予備費	3,500	(0.4%)

相続税	15,450	(1.6%)
酒税	13,410	(1.4%)
たばこ税	9,220	(1.0%)
揮発油税	25,450	(2.7%)
石油石炭税	6,130	(0.6%)
電源開発促進税	3,270	(0.3%)
自動車重量税	3,870	(0.4%)
関税	10,450	(1.1%)
印紙収入	10,560	(1.1%)

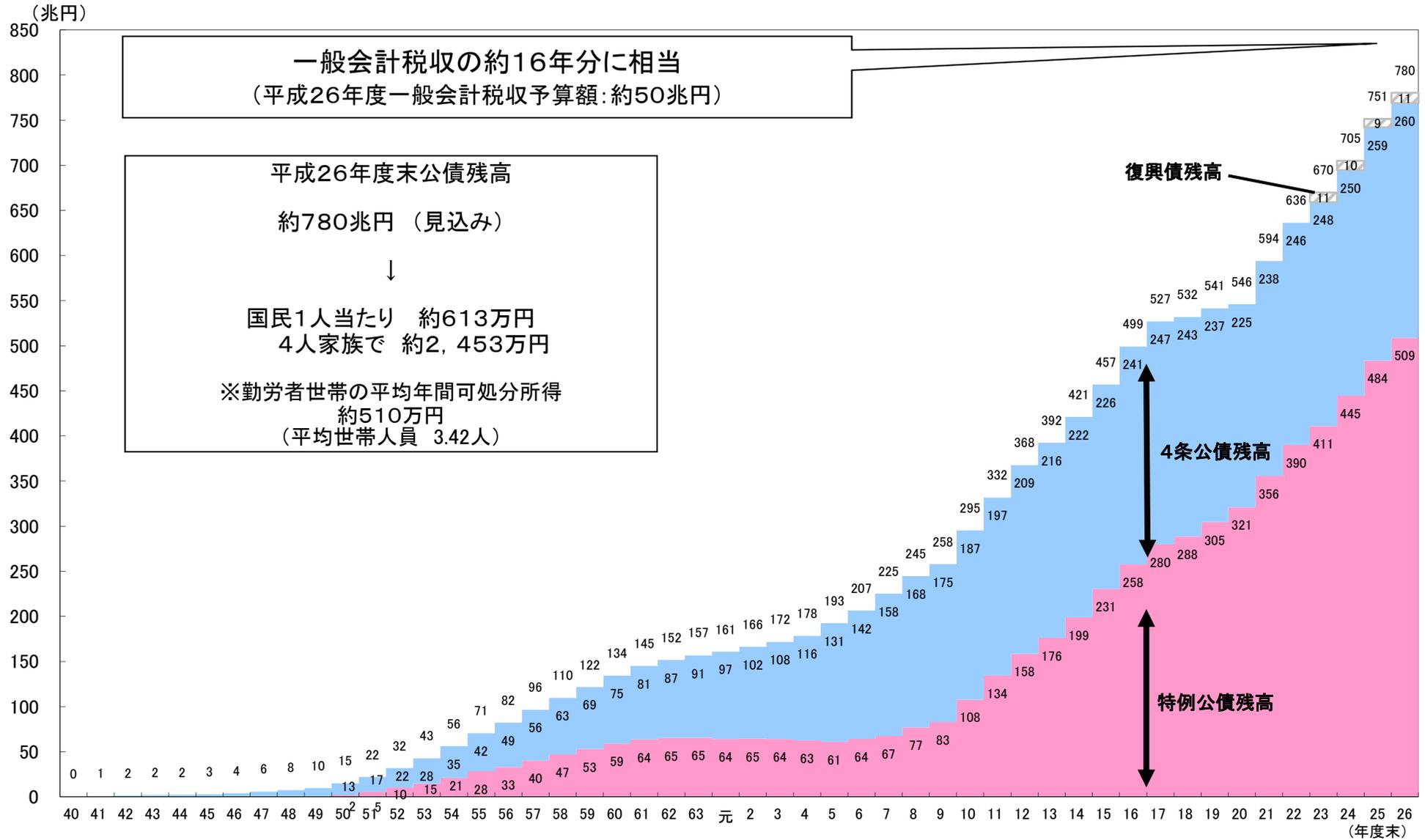
一般会計収、歳出総額及び公債発行額



(注1) 平成24年度までは決算、平成25年度は補正後予算案、平成26年度は政府案による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度、25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

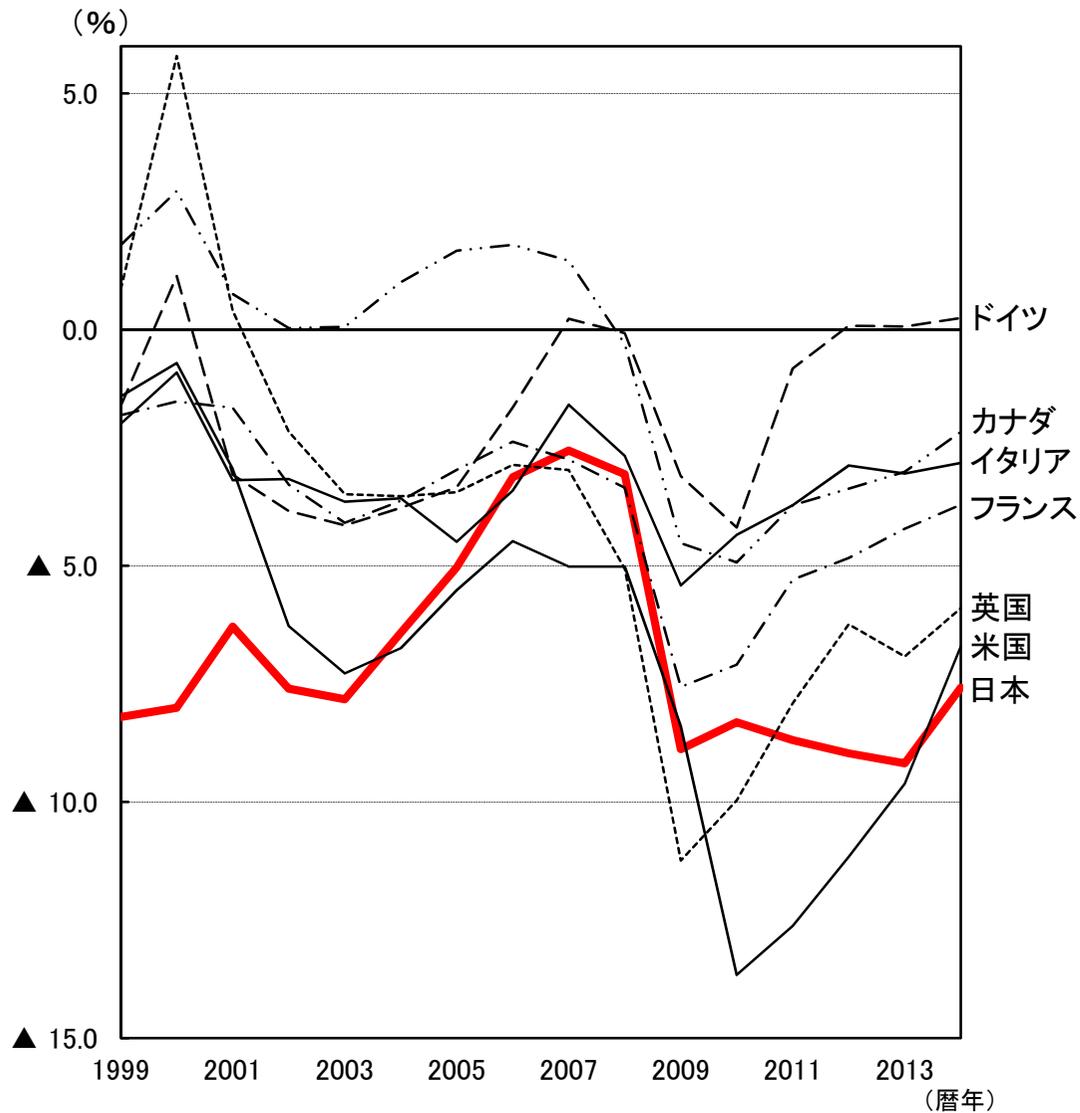
公債残高の累増



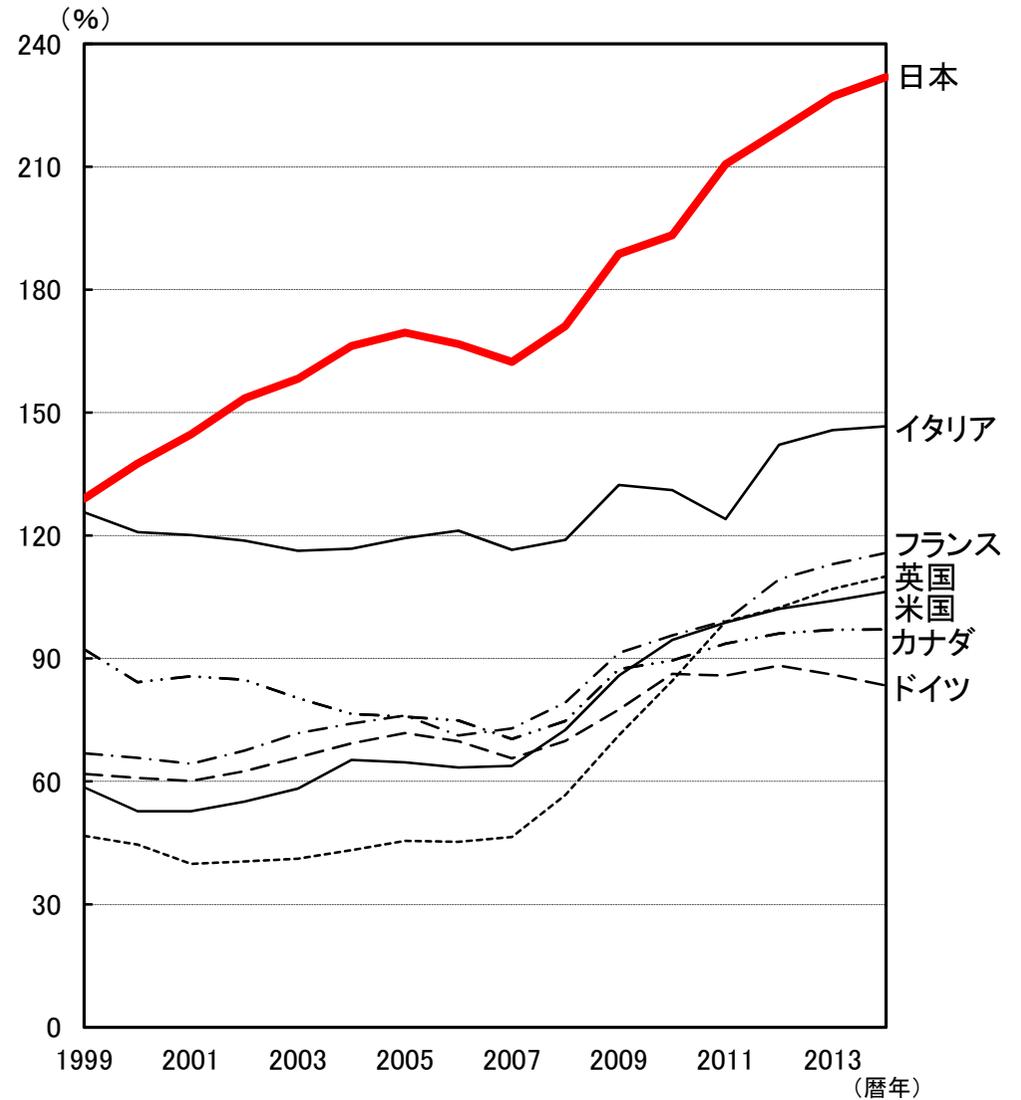
(注1) 公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、平成25年度末は実績見込み、平成26年度末は政府案に基づく見込み。
 (注2) 特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換国債、臨時特別公債、減税特別公債及び年金特別公債を含む。
 (注3) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担)を公債残高に含めている(平成23年度末:10.7兆円、平成24年度末:10.3兆円、平成25年度末:9.4兆円、平成26年度末11.4兆円)。
 (注4) 平成26年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は755兆円程度。

財政収支・債務残高の国際比較

<財政収支の国際比較(対GDP比)>



<債務残高の国際比較(対GDP比)>



(出典) OECD Economic Outlook 94 (2013年11月)

※ 数値は一般政府ベース

(注) 日本の財政収支については、単年度限りの特殊要因を除いた数値

(出典) OECD Economic Outlook 94 (2013年11月)

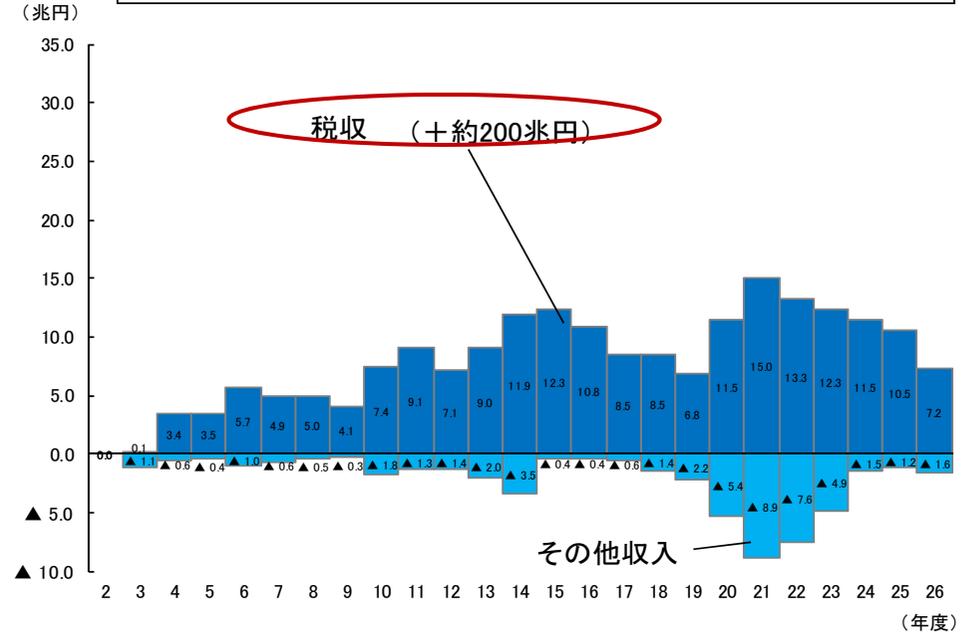
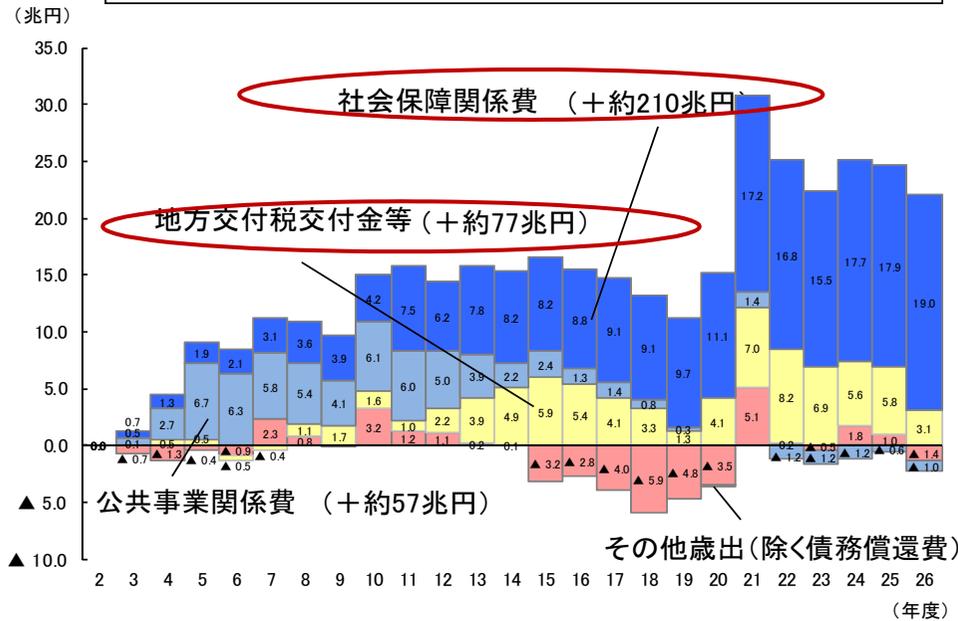
※ 数値は一般政府ベース、

平成2年度(1990年度)を基準とした普通国債(除く復興債)の残高増加の要因分析

平成2年度末から26年度末にかけての普通国債残高増加額 : 約603兆円

歳出の増加要因 : 約332兆円

税収等の減少要因 : 約149兆円



平成2年度の収支差分による影響 : 約68兆円

毎年度約3兆円の債務増加 × 24年 (平成3~26年度)
(平成2年度の財政赤字約3兆円)

その他の要因(国鉄等債務承継など) : 約53兆円

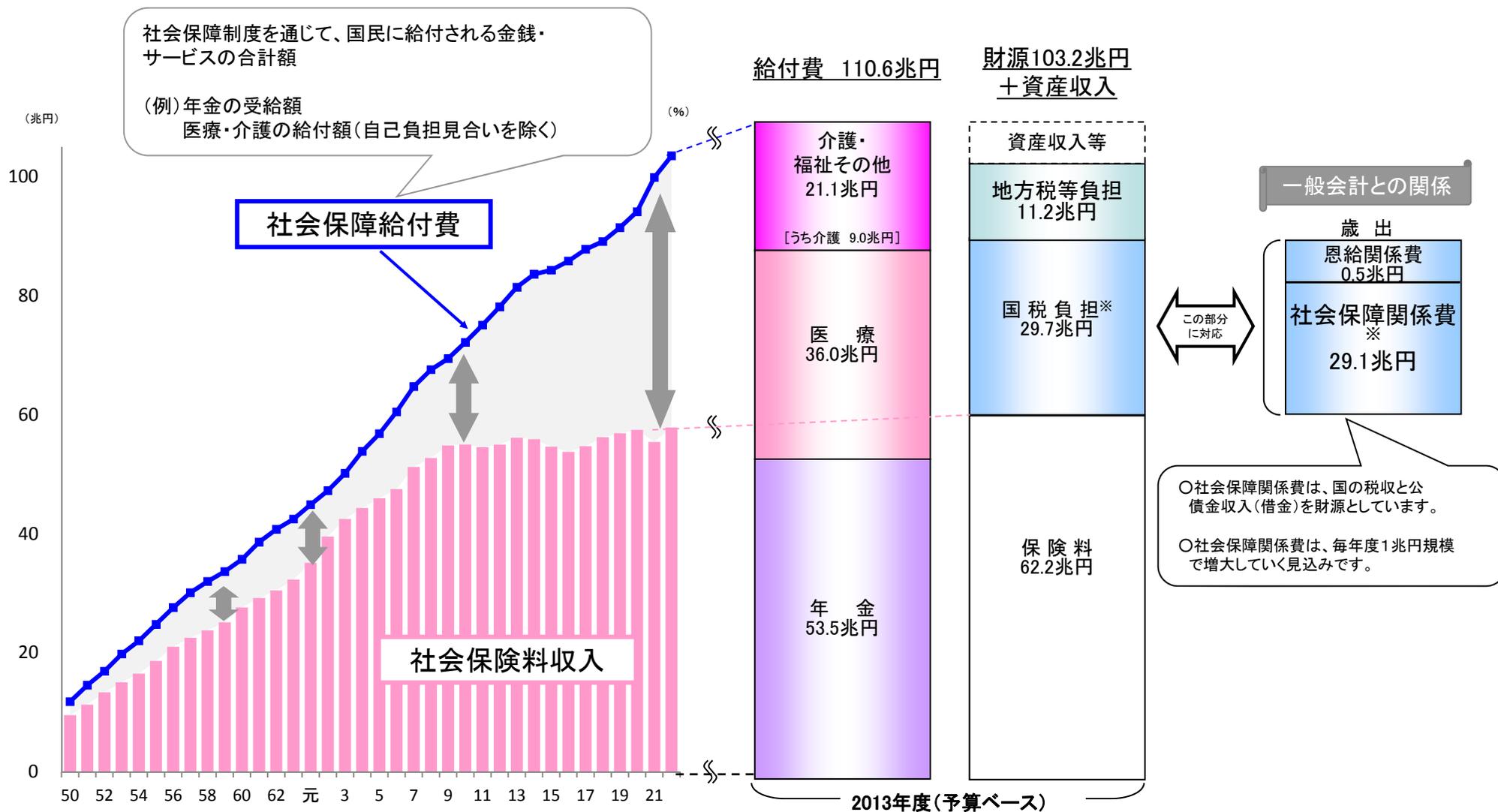
部分で普通国債残高
増加額の8割を占める。

(注1) 平成24年度までは決算、平成25年度は補正後予算案、平成26年度は政府案による。

(注2) 東日本大震災からの復興のために平成23~平成27年度まで実施する政策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度は東日本大震災復興特別会計において負担)を公債残高からは除くとともに(平成26年度末で11.4兆円)、平成23年度歳出のうち復興債発行に係るもの(7.6兆円)を除いている。

(注3) 税収のうち交付税法定率分は、歳入歳出両建てである(増減が公債残高の増加に影響しない)ため、歳出・歳入双方の増減要因から控除し、地方交付税交付金等のうちの交付税法定率分以外の部分(地方の財源不足補てん部分等)を歳出の増加要因として計上している。

高齢化の進展に伴い、社会保障給付費が大きく伸びる一方で、社会保険料収入は横ばいで推移し、その差額は拡大傾向。この差額は主に、国や地方の税負担で賄われる。



※数値は基礎年金国庫負担2分の1ベース。

(出典) 社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」、平成25年度(予算ベース)は厚生労働省推計。

一体改革： 社会保障の充実・安定化と財政健全化の同時達成

社会経済情勢が大きく変化の中で、
「社会保障と税の一体改革」は、①社会保障の充実・安定化 と ②財政健全化 という
我が国にとって待ったなしとなった2大目標を同時達成を目指すものです。

社会保障の充実・安定化

待機児童問題、産科・小児科・救急医療や
在宅医療の充実、介護問題などへの対応

+

高齢化により毎年急増する
現行の社会保障の安定化(安定財源確保)

同時達成

財政健全化目標の達成

諸外国で最悪の財政状況から脱出
「2015年に赤字半減、2020年に黒字化」
日本発のマーケット危機を回避

⇒消費税率を2015年10月までに国・地方あわせて
10%へと段階的に引上げ

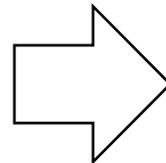
消費税をはじめとする
税制抜本改革で
安定財源確保

「社会保障・税一体改革」による社会保障の安定財源確保

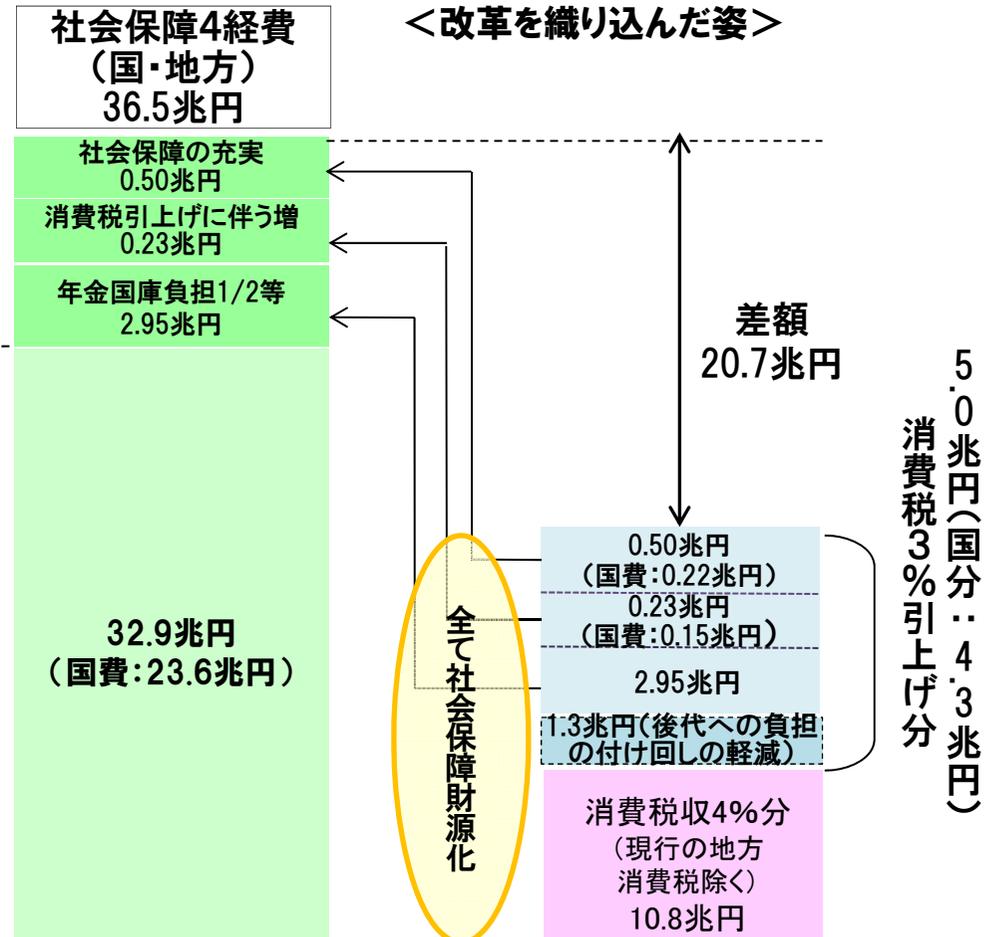
社会保障

- 今般の社会保障・税一体改革により、消費税率引き上げによる増収分を含む消費税込(国・地方、現行の地方消費税を除く)は、全て社会保障財源化される。
- 26年度の消費税増収分5.0兆円(国・地方)について、次のとおり、すべて社会保障の充実・安定化に向ける。①まず、基礎年金国庫負担割合2分の1の引上げに2.95兆円程度を充てる。②その上で、社会保障の充実(公費:0.50兆円、国費0.22兆円)及び消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増への対応(公費0.23兆円、国費0.15兆円)に向ける。(残余(約1.3兆円)は後代への負担の付け回しの軽減に向けられる。)
- 今般の消費税率の引き上げにより、社会保障4経費と消費税込(国・地方、現行の地方消費税を除く)の差額は22.1兆円から20.7兆円に縮小することになる。

<改革を織り込んでいない姿>



<改革を織り込んだ姿>



(注1) 上記の計数は、平成26年度当初予算ベース。

(注2) 社会保障制度改革推進法では、「国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるもの」とされている(社会保障制度改革推進法第2条第1項4号)。

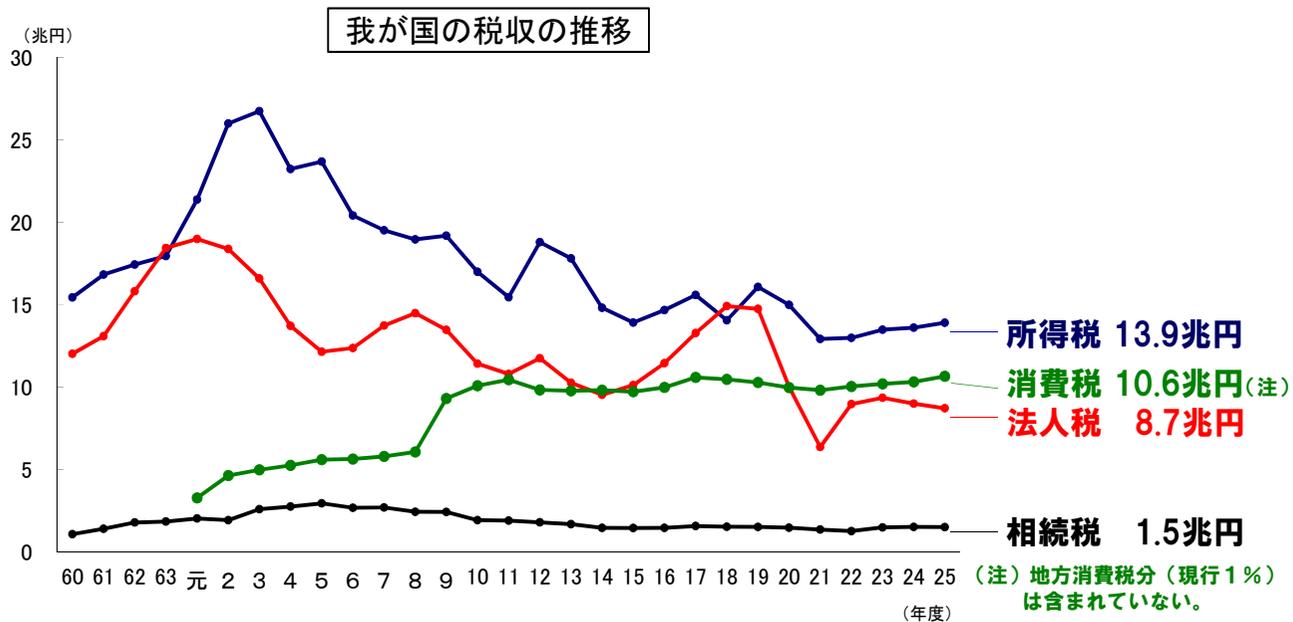
(注3) 上図の社会保障4経費のほか、「社会保障4経費に則った範囲」の地方単独事業がある。

(注4) 引き上げ分の地方消費税については、地方税法において、社会保障施策に要する経費に充てるとされている。また、引き上げ分の地方消費税と消費税に係る交付税法定率分の総額を、地方単独事業を含む地方の社会保障給付費の総額と比較し、社会保障財源となっていることを毎年度確認することとされている。

なぜ、消費税なのか・・・

<消費税の特徴>

- ✓ 税収が景気や人口構成の変化に左右されにくく安定している
- ✓ 働く世代など特定の者に負担が集中することなく、経済活動に中立的である
- ✓ 高い財源調達力



世代間・世代内の公平性を確保する観点、社会保障の安定した財源を確保する観点から、消費税は、**社会保障の財源調達手段としてふさわしい**と考えられます。

□ 消費税率の引上げ

- ・ 2014年4月1日より 8% (消費税6.3% 地方消費税1.7%)
- ・ 2015年10月1日より 10% (消費税7.8% 地方消費税2.2%)

※ 引上げ分の消費税収の地方分は、消費税率換算で、2014年4月1日から0.92%分、2015年10月1日から1.54%分とし、地方消費税の充実を基本とするが、併せて消費税の交付税法定率分の充実を図ることとしています。

消費税率の引上げと使途の明確化(税制抜本改革法)

○消費税率の引上げ

・平成26年4月1日	5% → 8%	消費税 4% → 6.3%	地方消費税 1% → 1.7%
・平成27年10月1日	8% → 10%	消費税 6.3% → 7.8%	地方消費税 1.7% → 2.2%

○消費税収の使途の明確化

(改正消費税法第1条第2項)

消費税の収入については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

(参考) 改正地方税法第72条の116

- 1 道府県は、前条第二項に規定する合計額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。次項において同じ。）に要する経費に充てるものとする。
- 2 市町村は、前条第二項の規定により道府県から交付を受けた額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

消費税率の引上げと経済成長の両立のために

消費税率の引上げによる反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済成長力の底上げと好循環の実現をはかり持続的な経済成長につなげるため、所得の低い方に対する給付金や住宅ローン減税の拡充等を実施します。

臨時福祉給付金

市町村民税(均等割)が課税されていない方に対し、**一人あたり1万円**を支給します。※

- ※1 消費税率の引上げによる1年半分の食料品の支出額の増加分を参考に算出
- ※2 老齢基礎年金などを受給している方には、平成26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、一人あたり5千円が加算されます。

子育て世帯臨時特例給付金

平成26年1月分の児童手当受給者のうち、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方への支給を基本として、**対象児童一人あたり1万円**を支給します。※

- ※ 臨時福祉給付金支給対象者および生活保護受給者等は対象児童になりません。

住宅ローン減税等の拡充

消費税率の引上げにともなう一時の税負担の増加による影響を平準化、緩和する観点から、**住宅ローン減税を過去最大規模に拡充**するとともに、各種の**住宅投資減税(新築・リフォーム)**を拡充します。

すまい給付金等の創設

引上げ後の消費税率が適用され、一定の質が確保された新築住宅または中古住宅を取得し、自ら居住する方に対して**現金給付(すまい給付金)**をおこないます。※

- ※1 消費税率8%時(平成26年4月～平成27年9月)のすまい給付金の給付額は、収入額に応じて、10万円・20万円・30万円を支給します。
- ※2 東日本大震災の被災者については、すまい復興給付金により支援をおこないます。

転嫁対策等の取組みについて

1. 消費税転嫁対策特別措置法 ※25年10月1日施行

- ・減額・買ったとき等の転嫁拒否等の行為の禁止
- ・消費税分を値引きする等の宣伝や広告の禁止
- ・税込価格の誤認防止措置を講じた場合、税抜価格の表示が可能。
- ・転嫁カルテル・表示カルテルの独占禁止法の適用除外

2. 転嫁拒否等に関する監視・取締り

- ・より迅速かつ効果的に監視・取締りを行う観点から、公取委、経産省（中企庁）、消費者庁、事業所管省庁に調査・指導を行う権限を付与。
- ・公取委・経産省（中企庁）合わせ600名程度を臨時的に増員、転嫁拒否等調査・指導の実務を担当する転嫁対策調査官等を配置。
- ・政府全体の司令塔として、内閣官房に消費税価格転嫁等対策推進室を設置。
- ・違法行為を効果的に摘発するため、過去を大幅に上回る規模（15万社）の書面調査を実施（公取委・経産省（中企庁））。26年度以降は、25年度を大幅に上回る規模の悉皆的書面調査を実施予定。

（注）消費税導入時：親事業者、下請事業者それぞれ7,000社、66,000社。

平成9年の引上げ時：親事業者、下請事業者それぞれ1,000社、5,000社。

3. 事業者に対する指導・要請

- ・約20万事業者に対し消費税転嫁対策特別措置法の遵守について要請文書を発出（公取委、経産省（中企庁））。別途、関係団体に要請文書を発出（消費者庁）。
- ・書面調査の結果を踏まえ、周知徹底を強化（公取委、経産省（中企庁）、国交省）。
- ・所管業界団体等に対し消費税転嫁対策特別措置法の遵守について指導通知を発出（各事業所管省庁）。

4. 転嫁拒否等に関する相談対応

- ・各省庁や都道府県等、中小企業団体に相談窓口を設置。
- ・政府共通の相談窓口（消費税価格転嫁等総合相談センター）を設け、電話・メールを使った相談対応を実施。
- ・全国各地で事業者向け移動相談会を実施（公取委）。
- ・転嫁・表示カルテルの届出窓口を設置（公取委）。
- ・便乗値上げに関する情報・相談受付窓口を設置（消費者庁）。

5. 事業者・消費者に対する広報

- ・事業者等向けのパンフレットを作成し、幅広く配布・周知。
- ・消費税転嫁対策特別措置法の事業者等向け説明会を実施（公取委）。
- ・業界団体等が主催する説明会への講師を派遣（公取委、消費者庁、財務省・国税庁）。
- ・政府広報において、転嫁対策に関する新聞広告を実施。
- ・社会保障・税一体改革の意義等に関する一般向け広報も展開。

6. 国・地方公共団体における対応

- ・政府等が行う物品・サービスの調達に関し、平成26年度予算政府案において、税率引上げ後の消費税相当額を適切に反映。
- ・地公体が行う予算編成等において、政府と同様の対応を行うよう要請。

7. 公共料金等の改定

- ・消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について、基本的考え方を取りまとめ（物価担当官会議申合せ）。

消費税価格転嫁調査等の取組みについて

26年2月17日現在

○ 調査執行状況

	調査着手件数	処理件数	指導件数
公正取引委員会(1/31時点)	752件	200件	164件(うち、大規模小売事業者21件)
中小企業庁(2/17時点)	123件		(処理中)

⇒立ち入り調査の結果、大規模小売事業者が納入業者に対し、消費税率引き上げに備える特別使用の値札の貼付を要請するという行為が明らかになったため、公正取引委員会より、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本スーパーマーケット協会、新日本スーパーマーケット協会、日本生活協同組合連合会に対し、同様の行為を行わないようにとの要請文書を発出。(26年1月)

○ 違法行為を効果的に摘発するため、公正取引委員会・中小企業庁において過去を大幅に上回る15万件の書面調査を実施(25年11月)。

(注) 消費税導入時は、親事業者、下請事業者それぞれ7,000社、66,000社、平成9年の引上げ時には、それぞれ1,000社、5,000社に対して書面調査を実施。26年度以降は、25年度を大幅に上回る500万件規模の悉皆的な書面調査を実施予定。

⇒書面調査の結果、回答のうち7.3%、750社が既に転嫁拒否を受けている、あるいは今後を懸念している旨回答。

○ 転嫁拒否行為が行われることのないよう、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名で、約20万事業者を対象に消費税転嫁対策特別措置法の遵守の徹底を求める要請文書を発出(25年11月)。

更に、書面調査の回答を踏まえ、転嫁拒否等の可能性を指摘する回答が多かった建設業、製造業、卸売業・小売業575団体に対し再度の要請文書を発出し、周知徹底を強化(26年1月)。

また、書面調査の回答等を基に、今後も立入検査等の調査を積極的に実施。

參考資料

我が国の財政健全化目標

2014～
2015年度

国の一般会計の基礎的財政収支について、少なくとも各年度
4兆円程度改善（「中期財政計画」H25.8.8 閣議了解）

2015年度
(平成27年度)

国・地方を合わせた基礎的財政収支の赤字対GDP比を
2010年度(▲6.6%)に比べて半減(▲3.3%)

2020年度
(平成32年度)

国・地方を合わせた基礎的財政収支を黒字化

以降～

債務残高対GDPの安定的な引下げ

我が国の財政健全化目標

【G20サンクトペテルブルク・サミット（2013年9月5日、6日）】

○首脳宣言（仮訳）

先進国において財政の持続可能性を確保しつつ、より強固で持続可能な回復を実現することは、引き続き極めて重要である。合意に沿って、全ての先進国は、信頼に足る意欲的な各国個別の中期的な財政戦略を策定した。これらの戦略は、債務対GDP比を持続可能な道筋に乗せつつ、経済成長と雇用創出を支えるため、短期的な経済状況を勘案し、機動的に実施される。

○アクションプラン（仮訳）

合意に沿って、全ての先進国は、中期にわたり債務対GDP比を安定化または縮減させることに向けられた戦略を提示した。…日本は、2020年度までにプライマリー・バランスの黒字を達成した後、政府債務対GDP比を安定的に縮減することを目指す。…

【第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説（2014年1月24日）】

（財政健全化）

4月から消費税率が上がりますが、万全の転嫁対策を講ずることに加え、経済対策により持続的な経済成長を確保してまいります。

5兆5,000億円に上る今年度補正予算の財源は、税収の上振れなどこの1年間の「成長の果実」です。国債の追加発行は行いません。来年度予算でも、基礎的財政収支が、中期財政計画の目標を大きく上回る、5兆2,000億円改善します。

経済の再生なくして、財政再建なし。経済の好循環を創り上げ、国・地方の基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比の半減、2020年度までに黒字化、との財政健全化目標の実現を目指します。

独立行政法人の効率化、公務員制度改革を始め、行政改革にもしっかりと取り組んでまいります。

安倍政権における主な経済財政政策

	金融政策	財政政策(予算・税制・財政)	成長戦略	社会保障改革
平成 25年 1～ 5月	<ul style="list-style-type: none"> ・政府・日銀の共同 声明(1月22日) ・「量的・質的金融緩 和」の導入(4月4日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(1月11日閣議 決定) ・24年度補正予算(1月15日閣議決定、2月26日成立) ・25年度当初予算(1月29日閣議決定、5月15日成立) ・25年度税制改正(1月29日閣議決定、3月29日成立) 		
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」(6月14日閣議決定) 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略」(6月14日閣議決定) 	
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「中期財政計画」(8月8日閣議了解) ・「中長期の経済財政に関する試算」(8月8日経済財政諮 問会議提出) 		<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障制度改革国 民会議報告書(8月6日) ・社会保障制度改革推 進法第4条の規定に基 づく「法制上の措置」の 骨子について(8月21日 閣議決定)
10月		<ul style="list-style-type: none"> ・「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対 応について」(経済政策パッケージ)(10月1日閣議決定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「成長戦略の当面の実行方針につい て」(10月1日日本経済再生本部決定) 	
12月		<ul style="list-style-type: none"> ・「好循環実現のための経済対策」(12月5日閣議決定) ・25年度補正予算(12月12日閣議決定) ・26年度当初予算(12月24日閣議決定) ・26年度税制改正(12月24日閣議決定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「経済の好循環実現に向けた政労使 会議」の共通認識とりまとめ(12月20 日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な社会保障制 度の確立を図るための 改革の推進に関する法 律(12月5日成立)
平成 26年 1月		<ul style="list-style-type: none"> ・「中長期の経済財政に関する試算」(1月20日経済財政 諮問会議提出) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「産業競争力の強化に関する実行計 画」(1月24日閣議決定) ・「成長戦略進化のための今後の検討 方針」(1月20日産業競争力会議決定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障制度改革推 進本部(1月12日発足)
4月		<ul style="list-style-type: none"> ・消費税率8%へ引上げ(4月1日) 		

デフレ脱却・経済再生に向けた主な予算・税制措置

日本の競争力の強化のため、大胆に重点化を図った予算、次元の異なる対応を行った税制となっている。

I 雇用・所得・消費の拡大

□雇用・所得の拡大

- ・女性・若者等の雇用拡大・賃上げ促進、人材育成等(25補)
- ・所得拡大促進税制の創設(25税)・拡充(26税)
- ・復興特別法人税の1年前倒し廃止(26税)

□消費の拡大

- ・住宅ローン減税等の拡充(25税)
- ・一般の住宅取得に係る給付措置(25補)
- ・交際費課税の緩和(26税)

□子育て支援、低所得者対策

- ・子育て世帯に対する臨時特例給付措置(25補)
- ・「待機児童解消加速化プラン」の推進、保育緊急確保事業(26予)
- ・簡素な給付措置(25補)

II 民間投資の活性化 産業の新陳代謝の促進

□設備投資の拡大

- ・新ものづくり補助金(25補)
- ・リースによる先端設備投資支援(25補)
- ・生産等設備投資促進税制の創設(25税)
- ・生産性向上設備投資促進税制の創設(26税)

□研究開発の促進

- ・革新的研究開発推進プログラムの創設(25補)
- ・総合科学技術会議の司令塔機能強化(内閣府に調整費を創設)(26予)
- ・研究開発税制の拡充(25税)(26税)

□産業の新陳代謝の促進

- ・ベンチャー投資促進税制の創設(26税)
- ・事業再編促進税制の創設(26税)

III 地域経済の活性化、中小企業や被災地への支援

□地域経済の活性化

- ・地域の成長力の底上げ等を図る社会資本等の総合的整備(25補)(26予)
- ・がんばる地域交付金(25補)
- ・農地集約化事業(25補)(26予)
- ・地域材利用促進対策(25補)

□中小企業への支援

- ・創業・ベンチャー支援(25補)(26予)
- ・中小企業の資金繰り支援(25補)(26予)
- ・中小企業投資促進税制の拡充(26税)
- ・転嫁対策特別措置法の施行

□被災地への支援

- ・東日本大震災復興交付金(25補)(26予)
- ・福島再生加速化交付金の創設・除染の加速化等(25補)(26予)
- ・復興支援のための税制上の対応(25税)(26税)

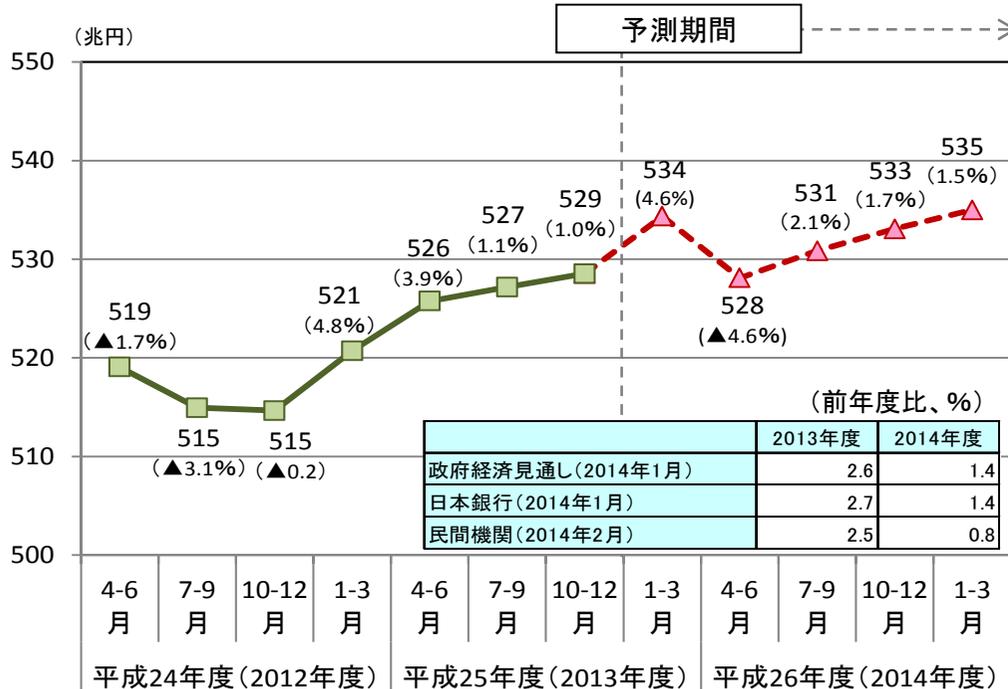
(注)上記の予算措置項目は、25年度補正予算案及び26年度当初予算案から抜粋

経済状況(GDP、消費、業況判断)

○これまでの政策の効果もあって、景気は緩やかに回復している。

○先行きについても、景気の回復基調が続くことが期待される。ただし、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。

＜実質GDPの推移＞

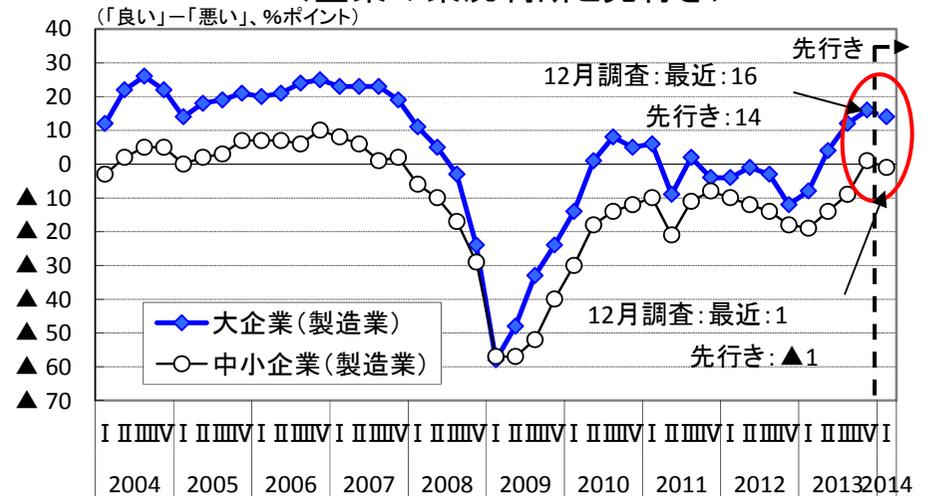


(注1) カッコ内の計数は実質GDP成長率(前期比、年率)の値
 (注2) 民間機関見通しは、民間予測機関約40社の平均。

＜消費総合指数の推移＞



＜企業の業況判断と先行き＞



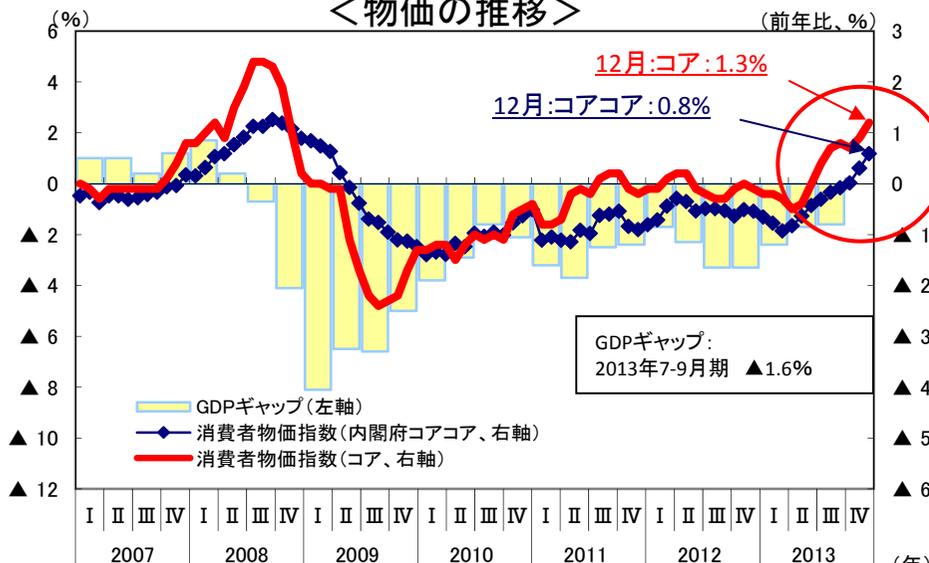
(出所) 内閣府「国民経済計算」「消費総合指数」、日本銀行「短観」、日本経済研究センター「ESPフォーキャスト」(2014年2月13日号)

経済状況(物価、雇用、設備投資)

○物価は底堅く推移しており、デフレ脱却に向けて着実に前進している。 ○設備投資は、持ち直している。

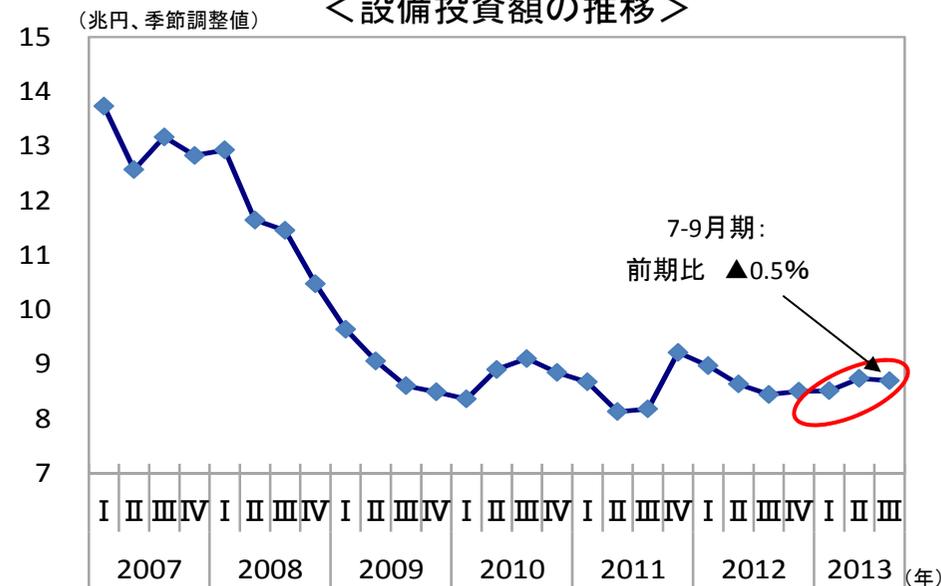
○雇用情勢は改善しており、失業率は3%台へと低下、有効求人倍率は1.03倍に到達した。

<物価の推移>



(注)内閣府コアコア:「生鮮食品、石油製品及びその他の特殊要因を除く総合」、コア:「生鮮食品除く総合」

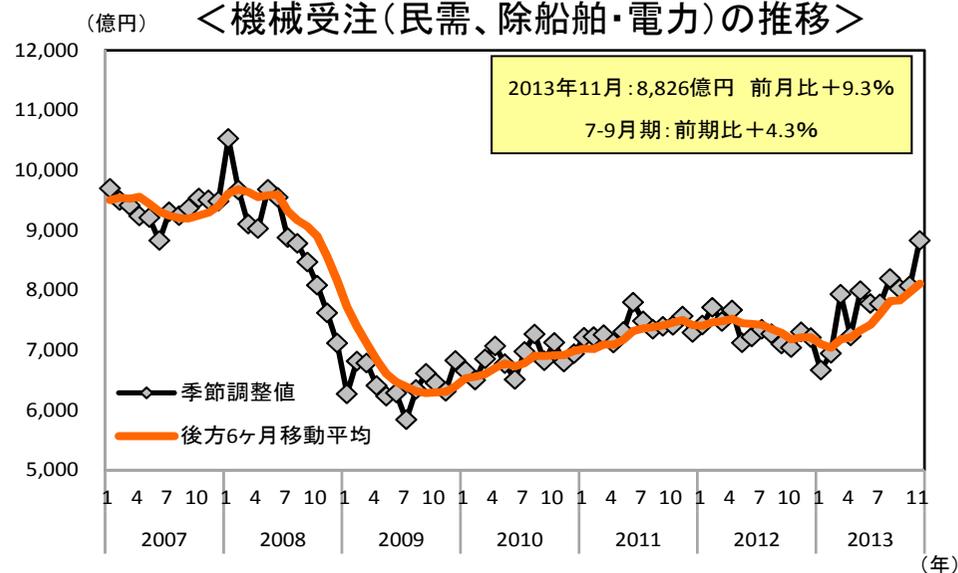
<設備投資額の推移>



<雇用情勢の推移>



<機械受注(民需、除船舶・電力)の推移>



(出所)内閣府「国民経済計算」、「機械受注統計調査報告」、総務省「消費者物価指数」「労働力調査」、厚生労働省「一般職業紹介状況」、財務省「法人企業統計」

「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(主要経済指標の概要)

平成26年度政府経済見通しについて

(前年度比、%、25、26年度は%程度)

	24年度 実績	25年度 実績見込み	26年度 見通し
実質GDP	0.7	2.6	1.4
民間消費	1.5	2.5	0.4
民間住宅	5.3	7.3	▲ 3.2
民間企業設備	0.7	0.4	4.4
民需寄与度	1.1	1.6	1.0
公需寄与度	0.3	1.1	0.2
外需寄与度	▲ 0.8	▲ 0.1	0.2
名目GDP	▲ 0.2	2.5	3.3
GDPデフレーター	▲ 0.9	▲ 0.1	1.9
国内企業物価	▲ 1.1	1.9	3.9
消費者物価	▲ 0.3	0.7	3.2
完全失業率(%)	4.3	3.9	3.7

(注)消費税率引き上げの影響を機械的に除いて試算すると、平成26年度の消費者物価は1.2%程度、GDPデフレーターは0.5%程度と見込まれる。

(出所)「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(政府経済見通し)」(2014年1月24日閣議決定)

「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)の概要

消費税率
引上げ

基本的考え方

- 本対策は、平成25年10月1日に決定した「経済政策パッケージ」の一部をなすもの
- 同パッケージに盛り込まれた1兆円規模の税制措置等と併せ、5兆円規模の本対策を速やかに実行し、デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものに

(基本方針)

- 消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減緩和のため、26年度前半に需要が発現する施策に重点化
- 一時的な反動減の緩和のみならず、力強い成長軌道に早期に復帰できるよう、経済の成長力底上げに資するとともに、持続的な経済成長の実現に資するため、消費や設備投資の喚起など民間需要やイノベーションの誘発効果が高い施策に重点化、未来への投資

本対策の具体的施策

I. 競争力強化策

1. 競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等
 - (1)競争力強化に資する設備投資等の促進
 - (2)科学技術イノベーション、技術開発の推進
 - (3)海外展開の推進
 - (4)金融機能の強化、公的・準公的資金の運用等の見直し
2. エネルギーコスト対策
3. 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を契機とした都市インフラ整備等
 - (1)交通・物流ネットワーク等の都市インフラ整備等
 - (2)オリンピック・パラリンピック施設の整備等
4. 地域、農林水産業、中小企業・小規模事業者の活力発揮
 - (1)地域づくり・まちづくり
 - (2)農林水産業の活力発揮
 - (3)中小企業・小規模事業者の革新

II. 女性・若者・高齢者・障害者向け施策

1. 女性の活躍促進、子育て支援・少子化対策
 - (1)女性の活躍促進
 - (2)子育て支援・少子化対策
2. 若者の活躍促進、雇用対策
3. 高齢者・障害者への支援

III. 復興、防災・安全対策の加速

1. 東日本大震災の被災地の復旧・復興
 - (1)福島の再生
 - (2)復興まちづくり
 - (3)産業の復興
 - (4)被災者支援
 - (5)復興財源の補填
2. 国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災の取組や社会資本の老朽化対策の加速、原子力事故対応・原子力防災対策等の充実等

- (1)大規模な災害等への対応体制の強化
 - (2)地域経済に配慮した社会資本の強靱化・老朽化対策等
 - (3)学校施設等の耐震化等の推進
 - (4)原子力事故対応・原子力防災対策等の充実
 - (5)台風災害等からの復旧
3. 安全・安心な社会の実現
 - (1)良好な治安の確保
 - (2)安心の確保
 - (3)危機管理

IV. 低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和

V. 経済の好循環の実現

VI. 経済対策の実行

- (1)本経済対策の速やかな実行
- (2)進捗状況の把握

「好循環実現のための経済対策」の規模・効果

消費税率
引上げ

本対策の規模

	国費	事業規模
I. 競争力強化策	1.4兆円程度	13.1兆円程度
II. 女性・若者・高齢者・障害者向け施策	0.3兆円程度	0.4兆円程度
III. 復興、防災・安全対策の加速	3.1兆円程度	4.5兆円程度
1. 東日本大震災の被災地の復旧・復興	1.9兆円程度	2.4兆円程度
2. 国土強靱化、防災・減災、安全・安心な社会の実現等	1.2兆円程度	2.1兆円程度
IV. 低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和	0.6兆円程度	0.6兆円程度
合計	5.5兆円程度 (注)	18.6兆円程度

(注) このほか、地方交付税交付金の増1.2兆円、公共事業等の国庫債務負担行為0.3兆円、財政融資0.1兆円。

本対策の効果

○予算措置による経済効果(現時点での概算)

実質GDP比概ね1%程度、雇用創出25万人程度

○盛り込まれた成長力底上げに資する施策に加えて、経済の好循環の実現に向けた取組、さらには、経済政策パッケージで決定された1兆円規模の税制措置等の実行

⇒民間投資、消費の喚起や生産性向上につながり、所得・雇用の増大を伴う経済成長

平成25年度補正予算について（平成25年12月12日 概算決定）

□ 「好循環実現のための経済対策」（12月5日閣議決定）の実行に伴う国費 5兆4,956億円

I 競争力強化策 1兆4,184億円

- ・競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等〔4,245億円〕
- ・エネルギーコスト対策〔890億円〕
- ・オリンピック東京大会を契機としたインフラ整備等〔1,011億円〕
- ・地域、農林水産業、中小企業等の活力発揮〔8,037億円〕

II 女性・若者・高齢者・障害者向け施策 3,005億円

- ・女性の活躍促進、子育て支援・少子化対策〔1,685億円〕
- ・若者の活躍促進、雇用対策〔822億円〕
- ・高齢者・障害者への支援〔498億円〕

III 復興、防災・安全対策の加速 3兆1,274億円

- ・東日本大震災の被災地の復旧・復興〔1兆9,308億円※〕
※復興特別法人税1年前倒し廃止に伴う補填8,000億円を含む
- ・国土強靱化、防災・減災の加速、原子力防災対策等〔1兆946億円〕
- ・安全・安心な社会の実現〔1,021億円〕

IV 低所得者等への影響緩和、駆け込み需要と反動減の緩和 6,493億円

- ・一般の住宅取得に係る給付措置（すまい給付金）〔1,600億円〕
- ・簡素な給付措置（臨時福祉給付金）〔3,420億円〕
- ・子育て世帯に対する臨時特例給付措置〔1,473億円〕

□ 地方交付税交付金の増〔1兆1,608億円〕、国際分担金等の追加財政需要〔3,636億円〕

□ 財源は税込、税外収入、前年度剰余金等で確保。新規国債の増発は行わない。

- 経済再生・デフレ脱却と財政健全化をあわせて目指す予算。
- 社会保障・税一体改革を実現する最初の予算。

未来への投資と暮らしの安全・安心を推進

- ① 競争力を強化し、民需主導の経済成長を促す施策(科学技術の司令塔機能強化、新たな医療分野の研究開発体制整備、農地バンクなど)に重点。
- ② 社会保障・税一体改革による消費税増収分を活用し、子育て支援(待機児童対策)などを充実。
- ③ インフラ老朽化対策や東京五輪を契機とした交通・物流ネットワーク整備の加速のため公共事業予算を重点化。
- ④ 厳しさを増す安全保障環境に対応する観点から防衛力整備を着実に進めるため、昨年度に引き続き防衛予算を充実。
- ⑤ 診療報酬改定に際し、新たな国民負担増を避けつつ、地域医療向け補助金により医療の提供体制を充実。
- ⑥ アベノミクスによる税収増を反映して地方交付税等を減額しつつ、社会保障の充実分を増額し地方の一般財源総額を確保。

25年度補正予算と一体として機動的財政運営を実現

- 25年度補正予算(経済対策関連5.5兆円)と一体的に編成。補正予算により、来年度前半に見込まれる反動減を緩和し、成長力を底上げ。

財政健全化も着実に前進

- ① 27年度(2015年度)PB赤字GDP比半減、32年度(2020年度)PB黒字化を目指して、着実に歳出を効率化し、5兆円を上回るPB改善。
- ② 新規国債発行額は前年度から1.6兆円の減額。

(参考)「中期財政計画」(平成25年8月8日閣議了解)

これらにより、国の一般会計の基礎的財政収支について、少なくとも、平成26年度及び平成27年度の各年度4兆円程度改善し、(略)これをもって、国・地方の基礎的財政収支赤字対GDP比半減目標の達成を目指す。

また、新規国債発行額については、平成26年度及び平成27年度において、それぞれ前年度を上回らないよう、最大限努力する。

平成26年度予算フレーム

26予算

(単位：億円)

	25年度予算 (当初)	26年度予算	25' →26'		備 考
(歳入)					
税 収	430,960	500,010	69,050		○ 消費税率の引上げに伴う増収45,350億円を含む
そ の 他 収 入	40,535	46,313	5,778		○ 特別会計の一般会計への統合に伴う増7,946億円を含む
公 債 金	428,510	412,500	△16,010		○ 公債依存度 43.0% (25年度 46.3%)
うち4条公債(建設公債)	57,750	60,020	2,270		
うち特例公債(赤字公債)	370,760	352,480	△18,280		
年 金 特 例 公 債 金	26,110	—	△26,110		
計	926,115	958,823	32,708		
(歳出)					
国 債 費	222,415	232,702	10,287		○ 年金特例公債に係る償還費等3,027億円を含む
基礎的財政収支対象経費	703,700	726,121	22,421		○ 特別会計の一般会計への統合に伴う増7,946億円 社会保障4経費の充実等 3,789億円 (消費税率引上げによる増収が財源) 高齢者医療負担軽減等 4,101億円 (これまで補正予算で計上していたもの) } 15,836億円 を含む
うち社会保障関係費	291,224	305,175	13,951		
うち地方交付税交付金等	163,927	161,424	△2,502		○ 地方税収の伸びを反映。地方税、地方交付税等の地方の一般財源総額 について社会保障の充実分を増額。
計	926,115	958,823	32,708		○ 基礎的財政収支(プライマリーバランス) △18.0兆円 (25年度 △23.2兆円。対前年度5.2兆円の改善)

経済再生・デフレ脱却と財政健全化をあわせて目指す予算

<経済指標>

- 名目GDP成長率の見通しは+3.3%程度となっており、景気回復の動きが確かなものとなることを見込まれる。
- 消費者物価の見通しは前年度比+3.2%程度となっており、デフレ脱却に向け着実な進展が見込まれる。

	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績見込み)	平成26年度 (見通し)
名目GDP成長率	▲0.2%	2.5%	3.3%
実質GDP成長率	0.7%	2.6%	1.4%
消費者物価指数(変化率)	▲0.3%	0.7%	3.2% (1.2%)
完全失業率	4.3%	3.9%	3.7%

(注1) 平成25年度及び平成26年度は、「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成25年12月21日閣議了解)による。

(注2) 平成26年度見通しのカッコ内の計数は、消費税率引上げによる影響を除いた計数。

<財政(一般会計)>

- 国の一般会計PBは、「平成26年度及び平成27年度の各年度4兆円程度改善」とされた「中期財政計画」の目標を上回る5.2兆円の改善。
- 新規国債発行額は前年度から1.6兆円の減額となり、公債依存度は43.0%に低下。

	平成24年度 (当初)	平成25年度 (当初)	平成26年度 (政府案)
基礎的財政収支対象経費	68.4兆円	70.4兆円	72.6兆円
税 収	42.3兆円	43.1兆円	50.0兆円
公債金収入	44.2兆円	42.9兆円	41.3兆円
基礎的財政収支	▲24.9兆円	▲23.2兆円	▲18.0兆円
公債依存度	47.6%	46.3%	43.0%

(注) 基礎的財政収支及び公債依存度については、基礎年金国庫負担2分の1ベース。

主要経費別内訳

(単位:億円)

主要経費	25年度予算	26年度予算	増減額	増減率	備 考
社会保障関係費	291,224	305,175	+ 13,951	+ 4.8%	社会保障4経費の充実等+3,789億円、高齢者医療負担軽減等+3,918億円
文教及び科学振興費	53,687	54,421	+ 734	+ 1.4%	
うち科学技術振興費	13,007	13,372	+ 365	+ 2.8%	
恩給関係費	5,045	4,443	▲ 602	▲ 11.9%	
地方交付税交付金等	163,927	161,424	▲ 2,502	▲ 1.5%	
防衛関係費	47,538	48,848	+ 1,310	+ 2.8%	給与特例減額の終了に伴う人件費の増+1,018億円
公共事業関係費	52,853	59,685	+ 6,832	+ 12.9%	特別会計の一般会計への統合に伴う増+6,167億円
経済協力費	5,150	5,098	▲ 52	▲ 1.0%	
(参考)ODA	5,573	5,502	▲ 71	▲ 1.3%	
中小企業対策費	1,811	1,853	+ 42	+ 2.3%	
エネルギー対策費	8,496	9,642	+ 1,146	+ 13.5%	地球温暖化対策税引上げ相当分+800億円
食料安定供給関係費	10,539	10,507	▲ 33	▲ 0.3%	
その他の事項経費	59,931	61,526	+ 1,595	+ 2.7%	特別会計の一般会計への統合に伴う増+1,569億円
予備費	3,500	3,500	—	—	
合 計	703,700	726,121	+ 22,421	+ 3.2%	特別会計の一般会計への統合に伴う増+7,946億円

(注1) 給与特例減額の終了に伴う国家公務員等の人件費の増は合計4,135億円であるが、見合いの復興特会繰入が減少するため歳出総額には中立。

(注2) 消費税率引上げに伴う経費増は社会保障4経費以外について約3,000億円。

各分野別の平成26年度予算の特徴

社会
保障

- 消費税増収分を活用した社会保障の充実(公費(国・地方)ベースで0.5兆円、国分0.2兆円)を行う。消費税収(国分)の用途拡大(高齢者3経費→社会保障4経費)にあわせ、若者・女性・現役世代が受益を実感できる内容を実施。具体的には、「待機児童解消加速化プラン」による保育の受け皿拡大や、難病の対象疾患の拡充などに取り組む。
- 診療報酬改定に際し、薬価については、薬価調査の結果を踏まえた上で市場実勢を反映。新たな国民負担増を避けつつ、地域医療向けの補助金の創設とあわせ、医療提供体制の改革を推進。

教育・
科技

- 教育予算 : 小中学校のスクールカウンセラーなど外部人材の拡充、グローバル人材の育成、無利子奨学金の貸与人員を約44万人に拡充など、「教育再生」に資する施策に重点化。
- 科学技術 : 司令塔機能強化のため総合科学技術会議に調整費(500億円)を創設。新たな医療分野の研究開発体制の整備に向け、医療分野の研究開発予算に重点化(約1,200億円)。

農
業

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農林水産業の競争力強化に向けた改革を着実に実施。
- 旧戸別所得補償を見直し、米への補助金(米の直接支払交付金)を半減(1万5,000円/10a → 7,500円/10a)。この財源を、競争力強化の観点から、農地バンク(農地中間管理機構)の創設、多面的機能支払の創設等に活用。

公
共
事
業

- 総額6.0兆円。社会資本整備特会廃止・一般会計に統合した特会改革の影響(+0.6兆円)を除けば、一層の重点化により総額は全体として抑制(5.4兆円(+1.9%))。
- インフラ老朽化対策を加速するとともに南海トラフ巨大地震等に備えた事前防災対策を強化。また、経済再生に向け、円滑な物流の実現を通じた競争力強化を図るため、物流ネットワークを重点的に整備。

防
衛

- 安全保障環境が厳しさを増す中、新防衛大綱・中期防を策定し、我が国の防衛態勢を強化(5年間の防衛力整備の水準:24兆6,700億円(+1.8%))。一方、調達改革等(7,000億円)により、効率的に装備品等を整備(予算総枠:23兆9,700億円(+0.8%))。
- 26年度の防衛関係費は、対前年度+2.8%の4兆8,848億円を確保。早期警戒管制機的能力向上や固定翼哨戒機の取得等による警戒監視能力の強化、水陸両用機能の整備や次期戦闘機の取得等による島嶼部攻撃への対応の強化等を図る。

地
方
財
政

- アベノミクスによる地方税収増を反映して地方交付税交付金等は減額(16.4兆円⇒16.1兆円)しつつ、社会保障の充実分を増額し、地方の一般財源総額(59.8兆円⇒60.4兆円)を確保。
- リーマンショック後の危機対応である交付税の別枠加算(1.0兆円)を約4割縮減(▲0.4兆円)する一方、地方歳出において、頑張る地方を支援する事業を計上。

25年度税制改正・26年度税制改正一体として、デフレ脱却・経済再生に向けた経済好循環の実現をサポートし、同時に、税制抜本改革を着実に実施。

I 雇用・所得・消費の拡大

- 雇用促進税制の拡充 (H25)
- 所得拡大促進税制の創設 (H25)・拡充 (H26※)
- 復興特別法人税の1年前倒し廃止 (H26)
- 交際費課税の緩和 (H26)
- 住宅ローン減税等の拡充 (H25)
- NISAの拡充等 (H25) (H26)
- 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 (H25)
- 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し (H26)

※「好循環実現のための経済対策」

- ・女性・若者・高齢者・障害者向け施策
- ・低所得者への影響緩和、駆込み需要と反動減の緩和
(一般の住宅取得に係る給付措置、簡素な給付措置等)

II 民間投資の活性化、産業の新陳代謝の促進

- 生産等設備投資促進税制の創設 (H25)
- 生産性向上設備投資促進税制の創設 (H26※)
- 研究開発税制の拡充 (H25) (H26※)
- 設備投資につながる制度・規制面での環境整備に応じた税制 (H26※) (H26)
- ベンチャー投資促進税制の創設 (H26※)
- 事業再編促進税制の創設 (H26※)

※「好循環実現のための経済対策」

- ・競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等

III 地域経済の活性化、中小企業や被災地への支援

- 中小企業投資促進税制の拡充 (H26※)
- 商業・サービス業等を営む中小企業等の支援措置の創設 (H25)
- 中小企業の交際費課税の緩和 (H25)
- 転嫁対策特別措置法の施行(25年10月～)
- 復興支援のための税制上の対応 (H25) (H26)
- 納税環境整備(延滞税等の引下げ (H25)、猶予制度の見直し (H26)等)

※「好循環実現のための経済対策」

- ・地域、農林水産業、中小企業等の活力発揮
- ・東日本大震災の復旧・復興

IV 税制抜本改革の着実な実施

○消費税率8%への引上げの確認

- ✓ 税率引上げ分の税収は社会保障の充実・安定化のため全て社会保障財源化
(例)子ども・子育て支援の充実、医療・介護サービスの提供体制改革等
- ✓ 社会保障プログラム法の成立(25年12月)
→ 社会保障制度改革の全体像・進め方を明示

- 所得税の最高税率の見直し (H25)
- 相続税・贈与税の見直し (H25)
- 車体課税の見直し (H26)
- 給与所得控除の見直し (H26)
- 住宅ローン減税等の拡充 (H25)
- 地方法人課税の偏在是正 (H26)
(再掲)

※ (H25) は平成25年度税制改正大綱、(H26) は平成26年度税制改正大綱で決定したもの。

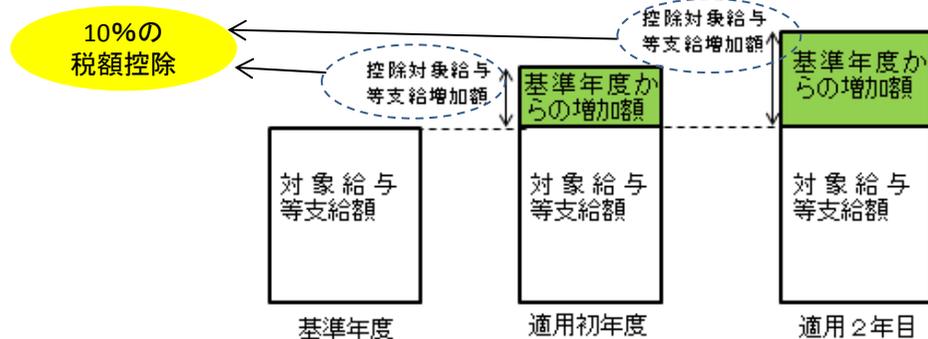
(H26※) は平成26年度税制改正大綱に盛り込まれた項目のうち、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日)において先行決定したもの。

所得拡大促進税制の拡充、復興特別法人税の1年前倒し廃止

○ 個人の所得水準の改善を通じた消費喚起をさらに推進するため、25年度改正で創設した所得拡大促進税制を拡充。

【現行制度の概要】

基準年度と比較して、5%以上、給与等支給額を増加させた場合、当該支給増加額の10%を税額控除（法人税額の10%（中小企業等は20%）を限度）。



【改正案】
 平成25、26年度：2%以上
 平成27年度：3%以上
 平成28、29年度：5%以上

【要件】

- (1) 基準年度と比較して5%以上給与等総支給額が増加
- (2) 給与等総支給額が前年度以上であること
- (3) 平均給与等支給額が前年度以上であること

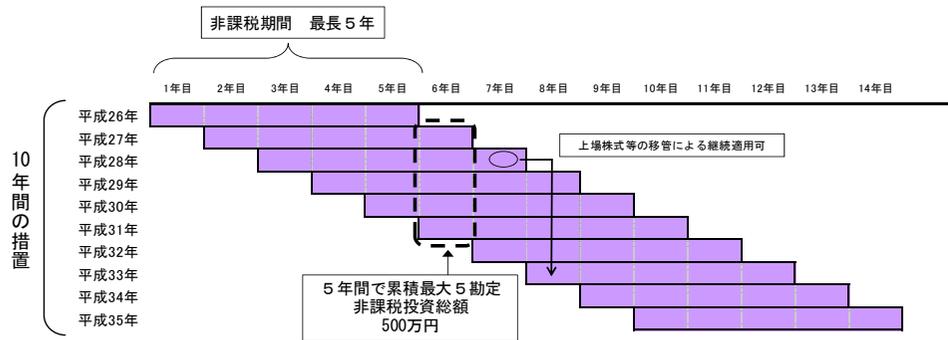
【改正案】継続雇用者に対する給与等に見直した上で「前年度を上回ること」に変更

○ 足元の企業収益を賃金の上昇につなげていきかけとするため、復興特別法人税を1年前倒して終了する。これにより、法人実効税率は約2.4%低下。

NISAの拡充等(25、26改正)

○ 家計の安定的な資産形成、経済成長に必要な成長資金の供給等の観点から、10年間、500万円の非課税投資を可能とする制度を開始。

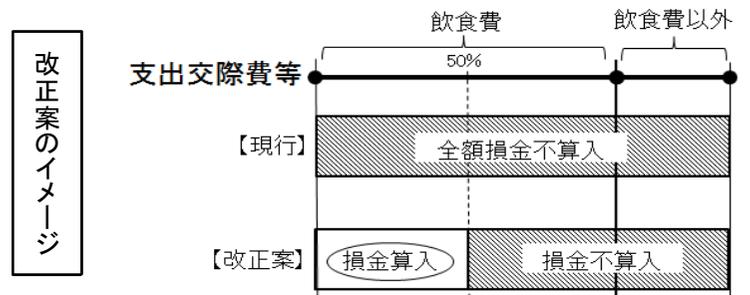
○ さらに、1年単位で口座を開設する金融機関の変更を認めるとともに、口座を廃止した場合に再開設を認めるなど使い勝手を向上(26改正)。



交際費課税の見直し(25、26改正)

○ 中小法人の交際費課税の特例を拡充(25改正)。

○ さらに、適用期限を2年間延長するとともに、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、飲食のための支出の50%の損金算入を可能とする(26改正)。



※中小法人については、飲食費の50%と定額控除額800万円のどちらか有利な方を選択

生産性向上設備投資促進税制の創設

- 生産性の向上につながる設備への投資に対して即時償却又は5%税額控除等ができる制度を創設。

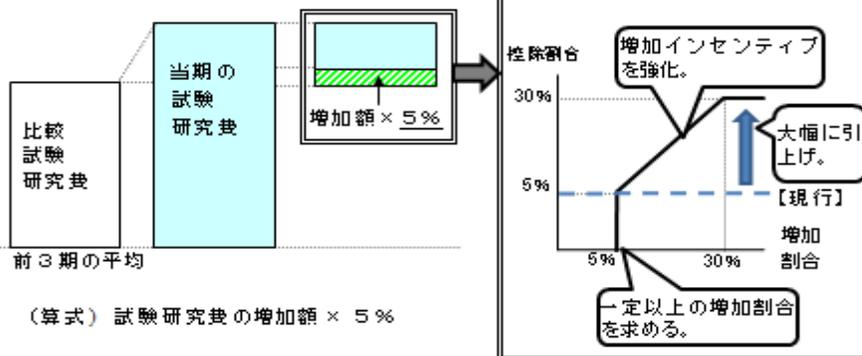


	~28.3.31	~29.3.31
機械装置など	即時償却 又は5%税額控除	50%特別償却 又は4%税額控除
建物、建築物	即時償却 又は3%税額控除	25%特別償却 又は2%税額控除

研究開発税制の拡充

- 上乘せ措置(増加型・高水準型)の適用期限を3年間延長するとともに、増加型の措置について、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組みに改組。

(増加型の措置)



中小企業投資促進税制の拡充

- 適用期限を3年間延長するとともに、特定機械装置等が、生産性向上設備投資促進税制の対象設備等である場合には、即時償却又は7%税額控除(資本金3000万円以下の企業は10%)を認める。

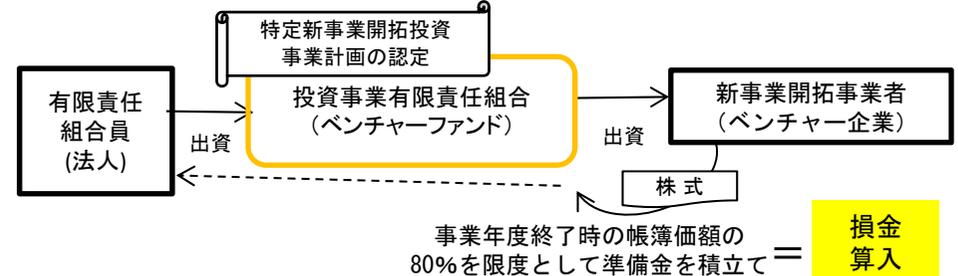
(特定機械装置等)

- 160万円以上の機械装置
- 120万円以上の一定の工具、器具備品
- 70万円以上の一定のソフトウェア

資本金	現行	改正案
3000万円超 1億円以下	30%特別償却 (税額控除なし)	即時償却 又は7%税額控除
3000万円以下	30%特別償却 又は7%税額控除	即時償却 又は10%税額控除

ベンチャー投資促進税制の創設

- 産業競争力強化法に基づき認定を受けたベンチャーファンドを通じて事業拡張期にあるベンチャー企業へ出資した場合、その損失に備える準備金につき損金算入(出資金の80%を限度)を認める。



納税環境整備(猶予制度の見直し、延滞税等の引下げ)

- 滞納の早期段階での計画的な納付を確保するため、毎月の分割納付を条件として、納税者の申請に基づき、「換価の猶予」を可能とする(26改正)。
- 現在の低金利の状況を踏まえ、事業者等の負担を軽減する観点等から、延滞税等について引下げ(25改正)。

	平成25年	平成26年
延滞税	14.6%	9.2%
利子税・猶予制度に係る延滞税	4.3%	1.9%

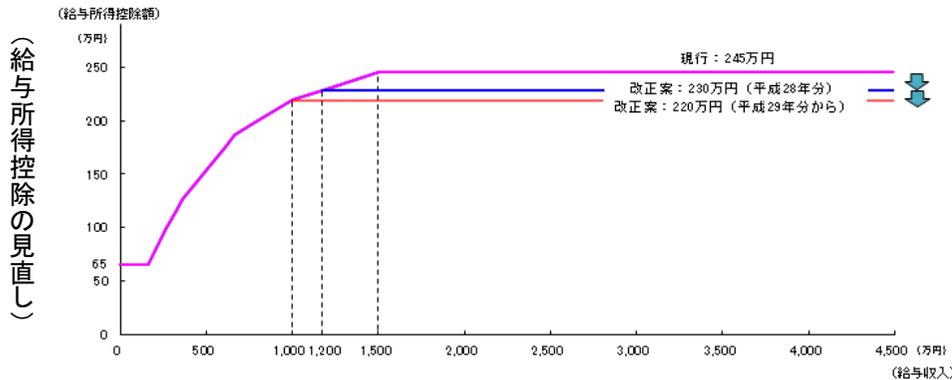
所得税の見直し(25、26改正)

○格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、現行の税率構造(最高税率40%)に加え、課税所得4,000万円超について45%の税率を創設。

※平成27年分の所得税から適用

○給与所得控除の上限額が適用される給与収入1,500万円(控除額245万円)を漸次引下げ。

- －平成28年分 1,200万円(控除額230万円)
- －平成29年分より 1,000万円(控除額220万円)



相続税・贈与税の見直し(25改正)

○バブル後の地価下落等への対応・格差の固定化防止等の観点から、相続税の基礎控除の引下げ(3,000万円+600万円×法定相続人数)、最高税率の引上げを含む税率構造の見直し

○子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造の緩和等

○相続時精算課税:受贈者の対象に孫を追加、贈与者の年齢要件を60歳に引下げ

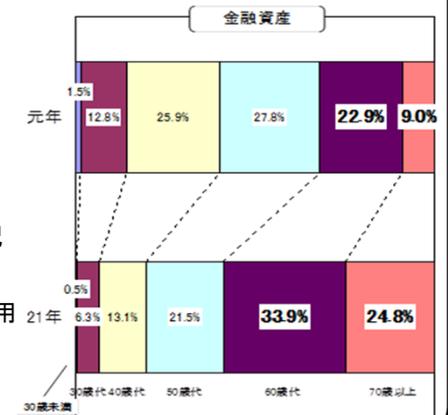
※平成27年1月1日以後適用

○教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

※平成25年4月1日から平成27年12月31日まで適用

⇒高齢者保有資産の若年世代への早期移転を促進

※居住や事業の継続に配慮する観点から小規模宅地等の特例、事業承継税制を併せて見直し



車体課税の見直し

○自動車重量税 : エコカー減税の拡充及び経年車(13年超～18年未満)に対する課税の見直し

○自動車取得税 : 税率引下げ(登録車5%→3%、軽自動車3%→2%)、エコカー減税の拡充

○軽自動車税 :
 ー平成27年度以降新車購入された四輪・三輪について税率引上げ
 ー経年車重課の導入(平成28年度～)
 ー原付・二輪の税率の引上げ(平成27年度～)

地方法人課税の偏在是正

○法人住民税法人税割の一部を国税化(地方法人税(仮称))し、税収全額を交付税化。

- 法人住民税法人税割の税率引下げ(標準税率ベース)
 (都道府県分) 5.0% → 3.2%(△1.8%)
 (市町村分) 12.3% → 9.7%(△2.6%)

- 地方法人税(仮称)の創設
 ・課税標準:法人税額
 ・税率:4.4%
 ・賦課徴収:国(税務署)

国税化の規模(平年度ベース)
 ⇒0.5兆円程度

○地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税へ3分の1相当を復元(0.7兆円程度(平年度ベース))

※平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用

25・26年度改正による増減収見込額

- 昨年10月の「消費税及び地方消費税の引き上げとそれに伴う対応について」において、デフレ脱却・経済再生に向け、25年度税制改正の措置と合わせ、国・地方で1兆円規模の減税措置を講じている。
- その後、26年度税制改正において、交際費課税の緩和や復興特別法人税の1年前倒し廃止(▲0.6兆円(26年度、特会分))を行うことを決定。
- これらを含めた25・26年度税制改正を合わせると1.6兆円の減税措置となる。

○25年度税制改正(25年1月決定)

項目	増減収見込額
国(一般会計)分合計	▲1,520
※ 生産等設備投資促進税制の創設等	▲1,260
※ 所得拡大促進税制	▲1,050
※ 研究開発税制の拡充	▲580
※ 住宅ローン減税の拡充等	▲720
所得税の最高税率の見直し	590
NISAの拡充	▲60
相続税・贈与税の見直し	2,420
中小企業の交際費課税の緩和	▲350
延滞税等の見直し	▲120
その他	▲390
地方分合計	▲1,392
国・地方分合計	▲2,912

○26年度税制改正(25年12月決定)

項目	増減収見込額
国(一般会計)分合計	▲4,470
※ 生産性向上設備投資減税等	▲3,160
※ 所得拡大促進税制の拡充	▲1,060
※ 研究開発税制の拡充等	▲470
給与所得控除の見直し	810
交際費課税の緩和	▲430
外国人旅行者向け免税品目拡大	▲100
エコカー減税の拡充	▲160
経年車への課税の見直し	150
その他	▲50
地方分合計	▲2,016
国・地方分合計	▲6,486
(参考)復興特別法人税の1年前倒し廃止	▲6,453

(注1) 上記の※が昨年10月の経済政策パッケージで盛り込まれた税制措置(地方分(2,409億円)との合計で1兆709億円程度)。

(注2) 単位は億円。増減収見込額は平年度ベース。また地方分には地方法人税(仮称)と地方法人特別譲与税の増減収額を含む。

(注3) 復興特別法人税の1年前倒し廃止の減収額は26年度分である。